

平成 30 年 6 月 20 日現在

機関番号：24501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26340118

研究課題名(和文) 中国環境訴訟における受理プロセスの実態と環境被害者救済の課題

研究課題名(英文) The difficulties for the environmental victims to be accepted their appeal by the courts in Peoples Republic of China

研究代表者

櫻井 次郎 (SAKURAI, Jiro)

神戸市外国語大学・外国語学部・准教授

研究者番号：40362222

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、裁判所が被害者の訴えを受理しない「不立案」という現象が、訴訟法改正による制度変更によってどのように変化したのか検討した。研究構想段階では、中国環境公益弁護士聯合会に集う弁護士の協力のもと、係争地の裁判所や被害者への聞き取り調査を実施する予定であったが、近年の弁護士に対する圧力強化により現地での調査遂行が困難となったため、弁護士事務所での聞き取り、訴訟係争地以外の公害被害地域の視察、関係者を日本に招聘して講演会を実施する方法によって初期の研究目的の達成に努めた。これらの調査研究の結果、訴訟法改正後も、健康被害が広範に及ぶ環境公害では訴訟が受理されていないことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：This study considered the phenomenon that courts in Peoples Republic of China do not accept the appeal of the environmental victims. Chinese government has been trying to change this phenomenon by the revision of the Code of procedure, so it should be considered how this phenomenon been changed by the legal measures. To achieve the purpose of the study, the interviews to some relating lawyers, inspection of the environmentally damaged area, and discussion with the person concerned has been made.

As a result of these research, it was revealed that suits have not been accepted even after the revision of the Code of procedure if the environmental degradation has caused health damages of the people, and if it extends to the wide area.

研究分野：複合新領域

キーワード：環境訴訟 中国 被害者救済 合意形成

1. 研究開始当初の背景

中国における環境公害の深刻化するにつれ、被害住民による大規模な抗議行動や暴力事件に関する報道は増えたが、環境訴訟は増加していない。これまで中国各地の公害現場を訪れてきたが、鉱山や製錬工場の下流、ガンの村が点在する淮河流域など健康被害が深刻な地域においても、訴訟による救済には至っていない。

これまでの環境訴訟に関する先行研究は、訴えが受理された後の証明の問題や判決の執行問題に集中している。しかし、中国の裁判所や弁護士への聞き取り調査を実施する過程で、裁判所が訴えを受理せず、しかも却下の裁定すらしないケースが少なからず存在することが明らかとなった。

さらに、中国国内の雑誌論文を調べたところ、このように却下の裁定すらせずに訴えを受理しない現象は「不立案」と呼ばれ、被害が広範囲に及ぶケースや政治的に敏感なケース(立退き問題など)では、裁判官は寧ろ「習慣的に不立案を選択する」傾向があるという指摘も見つかった(賀方「習慣性回避」只会加剧社会矛盾」『共产党员』2011年第9期、34頁)。

環境公害が深刻な地域における救済の現状については、大部分の公害被害者が「見舞金の罠」(the compensation's trap)に嵌っているという重要な指摘がある(Benjamin van Rooij et al. (2012) "The Compensation Trap: The Limits of Community-Based Pollution Regulation in China" *Pace Int'l L. Rev.* 29(3), pp.701-745)。van Rooijらの主張は徹底した現地調査をもとにしており、筆者の現状認識と符合する部分も多いが、主張の中心にある「村民の悲観主義」を説明するためには、やはり「不立案」の問題について詳細な調査分析が必要であると感じた。

環境訴訟に関する研究としては、今年刊行されたばかりの Rachel E. Stern(2013), *Environmental Litigation in China: A Study in Political Ambivalence*, NY: Cambridge University Press があり、ここでもやはり受理後の問題に対する分析が主となっており、訴えが受理されない「不立案」については課題として言及されるのみであった。

2. 研究の目的

本研究で明らかにしようとしているのは、環境被害者が直面する中国的法治の限界と、その限界を乗り越えるためになされている取り組み、そしてそれらの取り組みが現実の問題にどのような影響を与えているのかを明らかにすることである。

中国の公害被害者の訴えが受理されずに放置されるという現象は、日本の常識からすれば、確かに異常に見えるであろう。しかし、中国は三権分立を採用せず権力集中型の政治制度であることを忘れてはならない。さら

に、中国における民事紛争は全て調停的に解決されてきた、という中国法制史研究からの指摘もある。法で定められたルールに厳格に則り被害者を救済せよ、などという要請そのものが、2001年に統一司法試験が始まったばかりの中国の裁判所にとって高すぎるハードルであるとも言える。

このように考えれば、裁判所が訴えを放置する「不立案」と呼ばれる上述の現象も、法治という新たな試みに対する伝統的社会・制度側からの一種の拒絶反応と見ることも出来る。そこで、2012年改正の民事訴訟法、および2014年改正の行政訴訟法では、それぞれ「立案」における審査制度を改め、原則として手続的瑕疵がなければ訴えが受理される制度へと変更した。

このような立法による制度変更は、現在中国で公益弁護士と呼ばれる人々が環境被害者を救済するために求めているもの、すなわち、「不立案」という問題を克服し、法治原則を具現化する新たな仕組みと符合する。本研究は、このような法手続きの改善が、現実の問題にどの程度の影響を与えているのかを明らかにすることである。

3. 研究の方法

研究開始当初の予定では、「中国環境公益弁護士联合会」に集う弁護士の協力のもと、係争地の法院(裁判所)や被害者への聞き取り調査を実施する予定であったが、当該研究初年度の2014年に上記聯合会の弁護士と連絡がつかなくなり、翌年の2015年7月にはいわゆる人権派弁護士の一斉検挙が始まり、研究パートナーとなっていた弁護士を通じた調査遂行が困難になった。

環境保護の分野は比較的当局の統制も緩いと言われており、特に研究協力パートナーとなっていた弁護士らは政府と対立しないよう慎重に代理業務を進めている。そのため、今回の一斉検挙においても比較的早期に釈放されたが、少なくとも当面は、調査研究においてこれまで以上に慎重にならざるを得ない。

そこで、本研究における調査は、訴訟の係争地となっていない環境被害地域の視察、

日本へ渡航可能な弁護士、大学教授、NGOを招き、日本での講演及び討論会の実施、訴訟係争現場ではなく、弁護士の事務所、または大学研究室におけるヒアリング調査の実施、という3つの方法をもとに収集した情報を総合し、上記の研究目的の達成に努めた。

4. 研究成果

はじめに指摘しておかなければならないことは、少なくとも当面は、深刻な環境被害が発生している係争地において、環境訴訟に関する情報の収集が今まで以上に困難になっていることである。民事訴訟法および行政訴訟法が改正され、本来であれば受理されるべき訴えが受理されていない場合には、当然

ながら受理プロセスの透明化が求められるが、現在のところ裁判所はもとより、被害者に対するヒアリングも困難となっている。従って、環境訴訟に関する受理プロセスを現地調査に基づく確かな根拠をもって明らかにする研究は、今後の課題とせざるを得ない。

そこで、ここでは研究方法で示した調査、講演会等によって得られた情報をもとに研究成果を要約する。なお、これらの研究成果は、下記の日本現代中国学会、および日本環境学会において報告した内容に、新たな情報を追加したものである。

まず、訴訟の係争地となっていない環境被害地域の視察については、訴訟が検討されながら結局訴訟提起にまで至らなかった広東省大宝山鉍山周辺の汚染地域を 2015 年 3 月に、湖南省の鉍山跡地 2 か所を 2016 年 3 月に、また湖北省の染料化学工場を 2017 年 2 月に訪れた。

広東省の大宝山鉍山では選鉍後の鉍滓を溜めておくダムが嵩上げされ、鉍滓を含む汚泥が直接下流に流出するのを防ぐ工事が完成しており、汚泥が下流の田畑に堆積する被害は軽減されていたことが確認された。但し、鉍滓ダムの重金属を含む褐色の廃水は未処理のまま流されていたことも確認された。下流の村々では飲用水のみそれぞれの方法で確保されていたが、灌漑用水は相変わらず河川水が使用されていた。以前検討された訴訟については全く検討されていなかった。

湖南省の鉍山跡地、すなわち石門県と三十六湾市では、鉍山跡地における環境汚染防止措置を視察するとともに、石門県では被害者への聞き取り調査も実施した。それぞれの現地調査においては、現地で活動する環境 NGO の案内を頼った。両地域の共通点は、被害状況や被害者の訴えをビデオ撮影し、現地政府に被害補償を要求していることである。また、汚染被害の拡大を防止するため、鉍滓の処分場を建設し、鉍滓の流出を防ぐ措置を行うなど、何らかの汚染防止措置をしていることも共通点として確認できた。しかし、少なくとも石門県においては、被害者側の要求についてはその一部しか認められていない状況であった。他方、三十六湾市では、被害の集中していた村が集中移転していたことが確認された。

湖北省荊州市石首の湖北楚源集団株式会社は、度重なる排水基準違反によって 2016 年 7 月に操業停止処分になった染料化学企業である。施設改善によって 2016 年 12 月に生産復帰を果たしたが、この際に第三者として環境省のモニタリングに協力した NGO の案内で工場見学、および同企業の法律顧問に対するヒアリング調査を実施した。同企業の副社長の案内のもとでの工場見学であったため、施設改善によって正常に運転されている汚染処理施設の視察となったが、同工場が郷鎮企業として 1980 年代に設立されてから 2006 年まで、ほぼ未処理の廃水が長江に排出

されていたことなど、化学工場の汚染実態を把握することができた。

研究方法の 日本へ渡航可能な弁護士、大学教授、NGO による日本での講演及び討論会については、以下の日程で弁護士、大学教授、NGO を招聘した。

2016 年 8 月には、中国で環境被害者救済のための法律支援を 20 年以上続けている中国政法大学の王燦舜教授を招き、東京大学および大阪弁護士会館にて講演会を実施した。講演会では、中国の環境訴訟の現状と公益訴訟の新たな試みに関する王教授の基調講演をもとに、質疑応答を行った。王教授の講演会では、環境被害の深刻さに比して環境訴訟が少ないことが指摘され、公益訴訟の可能性について特に議論が多くなされた。王教授は公益訴訟には大きな可能性があるとの評価であったが、この点については更なる考察が必要であると感じた。

2017 年 10 月には、3 つの環境 NGO の代表を招き、神戸市外国語大学にて講演会を実施した。招聘した環境 NGO は、北京市朝陽区環友技術研究センター、武漢行澈環保公益発展センター、西安市同大環境污染防治研究所である。また、2018 年 1 月にも 3 つの環境 NGO を招き、大阪グランフロントのナレッジキャピタルにて講演会を開催し、その後、日本の環境 NGO・公益法人環境公害地域再生センターとの経験交流会も実施した。招聘した団体は、公衆環境研究センター、湖南省湘潭市緑葉環境保護ボランティア協会、江蘇緑色の友である。これらの講演会、および交流会を通じて、中国の環境 NGO の幅広い活動を知ることができた一方、環境訴訟や被害者救済の分野では様々な理由により活動が難しいことも確認された。

研究方法の 弁護士事務所、および大学研究室におけるヒアリング調査については、2016 年 3 月と 2018 年 3 月に実施した。2016 年には、河北省の石家で弁護士事務所を開き、環境問題関係の法律相談や行政部門への環境法レクチャーなどを行っている馬倍戦弁護士を訪問した。このヒアリングによって、経験や知識を有する弁護士には、環境行政からも顧問依頼や講演会依頼があることが明らかとなった。また、これらの弁護士は被害者救済訴訟からは一定の距離を置いていることも明らかとなった。

2018 年 3 月 16 日には湖北省武漢市の弁護士曾祥斌氏と面会し、曾氏が近年担当している環境訴訟における最新状況、および受理プロセスについてヒアリング調査を行った。同月 17 日には、湖北省華中師範大学で開かれた環境サロンにおいて、環境訴訟に関するこれまでの研究成果を報告し、中国側参加者との意見交換を行った。同月 18 日には北京の環境友好科学技術センターを、翌 19 日には中国公衆環境研究センターを訪れ、全国の環境 NGO の活動状況に関するヒアリング調査を行った。同月 20 日午前には、中国で最も多

く環境公益訴訟を提起している中国緑発会を訪問し、訴訟担当をしている馬勇氏に緑発会が原告となって争っている環境訴訟の詳細についてヒアリング調査を行った。また、同日午後には北京大学法学院の環境法専門の汪勁教授、王社坤准教授と面会し、近年の環境訴訟の受理状況に関する変化について意見交換を行った。同月 21 日には王燦発教授（中国政法大学）と面会し、王教授が支援している環境訴訟の個別案件の最新状況についてヒアリング調査を実施した。

以上の調査によって、裁判所の受理プロセスにおける対応には幾つかのパターンがあり、訴えが受理されなかった被害者側のその後の反応は、裁判所の受理プロセスにおける対応とその時点での被害者側の力量に依存することが明らかとなった。なお、裁判所の対応パターンには、文字通り訴えを放置するもの、被害者に間接的または直接的な圧力を加えて訴えの取り下げを迫るもの、関係する行政機関に問題への対処と実質的な手打ちを促すもの、などがあつた。また、裁判所による対応、および被害者側の反応には訴訟の係争地によって違う可能性が伺えた。例えば、上海など財政規模の大きな地域では、「維穩」と呼ばれる安定維持のための予算も潤沢で、その一部が環境被害者の説得等にも使用されていることが確認された。また、環境保護法廷と呼ばれる環境保護専門の部門を組織している裁判所の対応は、それ以外の裁判所とは異なることも明らかとなった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 2 件)

櫻井次郎(2017)「アジア諸国における観光立国をめぐる法的諸問題 中華人民共和国」『比較法研究』79号、査読なし、234-243頁

櫻井次郎(2014)「中国における環境公害被害者救済の阻害要因についての一考察 「不立案」問題を中心に」『神戸外大論叢』64巻4号、査読なし、97-108頁

〔学会発表〕(計 2 件)

「環境訴訟を通じた参加への期待とその限界」(日本現代中国学会全国大会、2016年10月30日、慶応大学)

「中国の環境問題をめぐる司法の動向と課題」(日本環境学会全国大会、2015年6月21日、龍谷大学)

〔図書〕(計 1 件)

Jiro SAKURAI, 2017, *Environmental Litigation and External Influence from*

Outside the Court in the PRC: A Case Study of Zhang Changjian et al. v. Rongping Chemical Plant, Hideki Kitagawa eds., *Environmental Policy and Governance in China*, Springer, pp.109-126. (部分執筆)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

櫻井 次郎 (SAKURAI, Jiro)
神戸市外国語大学・外国語学部・准教授
研究者番号：40362222

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()